

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

加古川市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

兵庫県加古川市

3 地域再生計画の区域

兵庫県加古川市の全域

4 地域再生計画の目標

加古川市では、加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015年～2021年）に掲げた「子育て世代に選ばれるまち」の実現を目指し、見守りカメラの設置や見守りサービスの導入など、積極的に様々な取組を展開してきた。

しかしながら、加古川市の人口は、総合戦略を策定した2015年がピークであり、その後減少に転じている。また、2015年と2020年の10月1日時点の住民基本台帳人口を比較すると、269,635人から263,241人と5年間で6,394人減少しており、とりわけ、0～44歳に限ると15,929人も減少している状況である。さらに、総務省が毎年発表する「住民基本台帳人口移動報告」では、2017年から2019年までの3年連続で転出超過が900人を超え、そのうちの約80%以上を、0～4歳、20～34歳の転出超過が占める結果となっており、若い世代の社会減による人口減少が深刻な課題となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2060年には202,202人になることが見込まれている。また、男女とも未婚率の上昇や、20～30歳代の人口減少等により、出生数、婚姻数とも年々減少しており、出生数については、2019年には1,887人と2011年の2,555人から約25%減少し、婚姻数については、2019年には1,191件と1996年の1,831件から約35%も減少している。一方、死亡数は緩やかに増加傾向をたどり、2013年には出生数を上回っている。2019年には出生数1,887人、死亡数2,572人で685人の自然減となっている。なお、合計特殊出生率は2019年で1.44となっており、県平均と同程度となっている。

社会動態については、1995年は転入者数14,643人に対し、転出者数が10,214人と4,429人も大幅な転入超過にあったが、その後、転入者数は大きく減少し、1999年に転出者数が転入者数を上回る社会減となった。一旦、2007年には社会増となり、2012年までは概ね社会増が続いたが、2013年に再び社会減に転じてからはその状況が続いている。2019年では転入者数7,608人、転出者数8,235人で627人の社会減となっている。

年齢3区分別人口では、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）ともに減少傾向にあり、平成17（2005）年には年少人口と高齢人口（65歳以上）が逆転した。平成27（2015）年には高齢化率（総人口における65歳以上の人口の割合）が21%を超え、超高齢社会に突入している。2020年では年少人口33,591人、生産年齢人口157,226人、高齢人口72,993人となっている。

このまま人口減少や高齢化が進行すると、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退など、住民生活への様々な影響が懸念される。

一方、加古川市は、日常生活の高い利便性や都市部に近接する豊かな自然環境といった魅力にあふれ、新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う新しい働き方や生活様式が求められる中で、あらためてその魅力に触れられる機会が増えることが期待される。

そうした中において、加古川市のベッドタウンとしての特徴とともに、余暇を楽しむ場に磨きをかけることで、新たな人の流れを生み出すとともに、引き続き、子育てしやすい環境づくりを進めるほか、新たな仕事、雇用を生み出し、魅力的なまち、未来への活力があふれるまちをつくるため、本計画期間中、次の事項を基本目標として掲げ、様々な施策に取り組む。

- ・基本目標1 結婚・出産・子育ての希望をかなえるまち
- ・基本目標2 いきいきと働けるまち
- ・基本目標3 住みたいまち、行きたいまち

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	出生数	1,820人	1,867人 (2021～2024年 平均)	基本目標 1
ア	加古川市が子育てしやすい まちと感じる市民の割合	45.4%	55.2%	基本目標 1
イ	ハローワーク加古川管内の 就職件数	4,476件	4,828件	基本目標 2
ウ	転出超過数(2015～2017年は 外国人を含まない。)	4,386人 (2015～2019年 累計)	2,262人 (2021～2024 年累計)	基本目標 3
ウ	加古川市に住みたいと 思う市民の割合	67.6%	74.6%	基本目標 3

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

加古川市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちをつくる事業

イ いきいきと働けるまちをつくる事業

ウ 住みたいまち、行きたいまちをつくる事業

② 事業の内容

ア 結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちをつくる事業

社会全体で結婚・出産を応援する機運を醸成し、結婚を含めた総合的な少子化対策を推進するほか、ライフステージに応じた切れ目のない支援を充実させることで、安心して結婚・出産・子育てができる環境をつくる。

次世代を担う子どもたちが健やかに育ち、学べる魅力的な教育環境をつくとともに、子育てと仕事の両立がしやすいまちづくりを進める。

【具体的な取組】

- ・新婚・若年層世帯への経済的支援
- ・「子育てプラザ」の充実
- ・「協同的探究学習」やICTの活用による教育の質の向上
- ・男性の積極的な育児休業の取得や育児・家事参加の促進 等

イ いきいきと働けるまちをつくる事業

若者等の就労支援をはじめ、地域経済を支える企業の持続的な発展や競争力の強化、販路開拓等を支援するとともに、魅力あるビジネスの創出や多様な産業の集積に向けた、起業・創業の促進や起業誘致を図る。

各種団体や民間事業者と連携して働き方改革を進め、時間や場所を選ばない新しい生活様式での多様な働き方を支援する。

【具体的な取組】

- ・ハローワークと連携した合同就職面接会の開催支援
- ・商工会議所や金融機関との連携による事業の継続に向けた支援
- ・空き店舗等の利用促進
- ・サテライトオフィスの開設やコワーキングスペースの整備 等

ウ 住みたいまち、行きたいまちをつくる事業

地域資源や観光資源の積極的な活用を図るとともに、若い世代、子育て世代に魅力的な空間を創出することで、楽しめるまちをつくり、新たな人の流れをつくるほか、安全・安心なまちづくりや暮らしやすさを実感できるまちづくりを推進する。

多様な主体間の交流を推進し、地域連携・官民等連携による地域の元気・魅力を高めるとともに、効果的な情報発信やプロモーションを推進し、住みやすさの魅力を生かしたまちづくりを進める。

【具体的な取組】

- ・「見守りカメラ」の効果的な運用及び「見守りサービス」のさらなる普及
- ・JR加古川駅周辺の再整備による、さらなるにぎわいの創出
- ・河川敷を活用した、水辺を感じながら楽しむことができる取組の促進
- ・市の観光拠点としての見土呂フルーツパークの再整備
- ・権現総合公園、日岡山公園等の地域資源を生かした余暇を楽しめる場の創出
- ・高校生や大学生等における郷土愛の向上に向けた取組 等

※なお、詳細は第2期加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

130,000千円（2021年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度2月に、外部有識者で構成する加古川市まち・ひと・しごと創生戦略会議において効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を検討する。検証後速やかに加古川市公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで